

関係各位

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター
所 長 片岡 哲 司
(公印略)

令和 5 (2023) 年度 介護福祉士修学資金貸付制度の実施について

日ごろから、福祉人材の確保・育成にご尽力いただき、また、本会の運営にご支援・ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、来年度の介護福祉士修学資金貸付事業につきまして、修学生の募集を実施いたします。

つきましては、本事業の趣旨をご理解いただき、申請書類の作成や取りまとめに、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 申請受付期間および提出期限 令和 5 年 1 月 10 日(火) ~ 令和 5 年 5 月 19 日(金)まで

2. 学生への周知方法

下記 URL より必要書類を印刷していただき、貸付の申請を希望する学生へ周知をお願いします。

URL : https://www.osakafusyakyō.or.jp/fcenter/kashitsuke/kaigo/#kaigo_fukushishi

3. 養成施設での手続き

養成施設において取りまとめのうえ、次の申請書類一式を、5 月 19 日(金)までに、大阪福祉人材支援センターへご提出お願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則、郵送にてお送りください。

また、下記理由から提出期限までに申請書類の提出が困難な場合は、対象者の氏名を推薦者名簿に記載してください。個別に期間の延長を認めます。

期間延長を認める理由	提出期限
「高等教育の修学支援新制度」と併用し、申請受付期間内に支援区分が決定していない場合	令和 5 年 8 月 31 日まで
外国人留学生等が、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした入国制限の措置により、日本に在住していない場合	日本に入国後、1 カ月以内

4. 修学資金申請に必要な書類

下記の推薦状、申請書、同意書、住民票、連帯保証人にかかる書類等を、申請者ごとにセットしたうえで、推薦者名簿の順番を整えて、ご提出をお願いいたします。

○養成施設が作成する書類

- (1) 各申請者の推薦状
- (2) 推薦者名簿
- (3) 受入状況 調査票 (令和 5 年 5 月末までに提出してください)
- (4) 在学者一覧 (※入学前に申請した場合のみ、令和 5 年 4 月に提出してください)

○申請者が準備する書類

- (1) 介護福祉士修学資金貸付申請書
- (2) 同意書
- (3) 申請者の住民票
- (4) 連帯保証人にかかる書類
個人の場合：令和 4 年度の府・市町村住民税課税証明書 (令和 3 年中の所得証明)
法人の場合：①貸付に同意する旨が議決された理事会等の議事録又は稟議書
②申請者に通知した雇用契約書あるいは雇用通知書、または派遣会社と法人との契約書

- (5) 生活費加算を受ける場合
 ・生活保護受給世帯…福祉事務所長が発行する申請者の生活保護廃止証明書
 ・住民税非課税世帯…世帯全員の府・市町村民税課税証明書等（高校生以下は不要）
- (6) 中高年離職者(入学時に45歳以上・離職して2年以内)の場合…離職年月日を証明できる書類
- (7) その他、府社協会長が必要と認める書類

※1 作文（借用書提出時（契約時）までに、提出してください）

※2 届出書（貸付決定後、初回送金額の一部のみ、養成施設の口座へ送金を希望する場合に提出）

※府外に在住し府外の養成施設に入学する方や、在留資格「特定技能」の方は、別に書類の提出が必要です。

5. 推薦にあたっての留意点

(1) 令和5年度の貸付金の考え方

	現行	令和5年度
①修学資金	月額50,000円×修学期間	月額35,000円×修学期間
②入学準備金（初年度のみ）	200,000円	150,000円
③国家試験受験対策費用	年額40,000円×修学期間	年額30,000円×修学期間
④就職準備金（最終年度のみ）	200,000円	150,000円

(例) 2年課程の場合の上限：①35,000円×24カ月=840,000円 ②150,000円

③30,000円×2カ年=60,000円 ④150,000円

⇒①+②+③+④=1,200,000円

(2) 各養成施設における定員の考え方（目安）

① 2～3年制の専門学校・短期大学等の募集人数

令和4年度に 貸付実績あり	府内の養成施設	各養成施設の令和4年度貸付決定者数
	府外の養成施設	若干名
令和4年度に 貸付実績なし	府内の養成施設	令和5年度募集定員数の2割
	府外の養成施設	若干名

② 4年制大学の募集人数：若干名

※今年度の貸付決定者数と財源を鑑みて、貸付金の上限を確定しております。

そのため、上記目安を超える申請があった場合、貸付決定ができない可能性もありますので、予めご了承ください。

6. 実施にあたっての留意点

① 昨年度から主な変更点

同意書の捺印が個人の場合のみ不要になりました。（※法人保証の場合は引き続き、捺印が必要です）

② 「推薦状」について

ご提出いただく推薦状をもとに、貸付希望者の個性や、就労意欲、向学心、家庭の経済状況等を確認し、貸付審査を行います。重要な書類となり、原則、**再提出は認められません**のでご注意ください。

③ ※1 「作文」について

「介護福祉士を志したきっかけと将来の夢」と題する作文を提出いただきます。この作文は、内容を評価するものではありません。貸付を受けるにあたり、介護福祉士を目指す心構えや働くことへの決意を示すものとして作成してください。

《申請書類の提出先／お問合わせ先》

大阪福祉人材支援センター 修学資金係（担当：豆村・米田）

〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター 3階

電話 06-6776-2943（祝日を除く 月～金9:00～17:00）

FAX 06-6761-5413

「介護福祉士修学資金とは」

- ◎介護福祉士修学資金は、介護福祉士の資格取得を目指す人を応援する、公的な貸付制度です。
- ・修学のために必要な費用を無利子で貸付し、養成施設を卒業後、要件を満たす場合は、貸付金を返すことが不要になる（返還が免除になる）仕組みです。

貸付できる金額

- ・修学資金 月額 35,000 円（修学期間中）
 - ・入学準備金 150,000 円（令和 5 年度入学者対象／初回送金のみ）
 - ・就職準備金 150,000 円（卒業年度にかかる最終回送金のみ）
 - ・国家試験受験対策費用 30,000 円（貸付期間中の一年度あたり／卒業年度に受験必須）
- ☞（例）2 年制の専門学校の場合 貸付金額（上限）1,200,000 円
- *なお、生活保護受給世帯等に準ずる経済状況にある世帯の方は、別に生活費加算の貸付が可能です。

ポイント1 「この制度は貸付金です（給付金ではありません）」

- ・国庫補助金（税金）をもとに貸付を行い、養成施設を卒業後は返還が必要になります。ただし、要件を満たす場合は、返還を猶予し、その後、免除になる可能性があります。

ポイント2 「5 年間、大阪府内で介護の仕事に従事した場合に限り、返還免除になります」

- ・養成施設を卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で介護福祉士として、引き続き 5 年間以上返還免除対象業務に従事した場合、貸付金を返すことが不要になります。
- ・なお、大阪府内で合計 5 年間の従事期間が必要になりますが、一つの社会福祉施設等で 5 年間従事することを求めています。

ポイント3 「貸付契約が解除された場合は、返還になります」

- ・養成施設を退学した場合や、貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるときは、貸付契約を解除し、貸付金を返還していただきます。
- ・なお、返還の期間は、貸付を受けた期間（＝修学期間）と同じ期間です。返還期間内に貸付金を返還しなかった場合は、年 3% の割合で計算した延滞利子も支払う必要があります。

ポイント4 「やむを得ない理由がある場合は、返還を猶予することができます」

- ・被災、病気、けが、出産・育児など、業務に従事することが難しい場合、復職の意思を持ち、業務に従事できないことを証明する書類を提出していただければ、返還手続きに入らないことも可能です。ただし、一旦、返還手続きに入りますと、ストップすることはできませんのでご注意ください。

ポイント5 「定期的に必要な書類の提出が必要です」

- ・修学期間中は養成施設を通じて、卒業後は直接ご本人が、大阪福祉人材支援センターへ書類の提出が必要です。
- また、住所や氏名の変更、勤務先が変わる場合にも、都度、連絡が必要になります。
- もし、書類の提出が行われず、連絡もいただけない場合は、返還手続きに入る可能性もありますのでご注意ください。

※その他詳細な要件については、「令和 5 年度対象『介護福祉士修学資金』修学生募集要領」をご確認ください。大阪福祉人材支援センターのホームページに掲載しています。